

大韓帝国国制と第二次日韓協約反対運動

—大韓帝国の国のあり方—

原田 環

はじめに

日清戦争(1894-95)で日本が清に勝利して結ばれた講和条約(下関条約、1895.4.17)の第一条において、清は朝鮮が「完全無欠ナル独立自主ノ国」であることを認めることと、朝鮮から清への朝貢典礼を廃止することが明記された。この結果、清を宗主国とする旧来の東アジアの冊封体制が解体され、朝鮮は名実ともに清から独立した。

これまで冊封体制の枠組みの中で存続してきた朝鮮は、条約体制へと転換した東アジアの国際関係の中で、自らの主権を打ち立て独立を確保しなければならなくなった。

当時の朝鮮が向かうコースには、議会のある立憲君主国家と議会のない専制君主国家の二つがあった。しかし中樞院を議会化しようとした独立協会の取り組みが挫折し、議会のない専制君主国家のコースを歩んだ。

この結果成立したのが大韓帝国国制を持つ大韓帝国(1897-1910)である。大韓帝国は対外的には万国公法(近代国際法)に立脚し、対内的には皇帝に権力を集中した専制体制で、国家は皇帝の家産であった。

このようにして朝鮮は清から独立し大韓帝国が成立したが、その大韓帝国において、日本に外交権を委譲する第二次日韓協約(乙巳条約、1905.11.17)が結ばれた。

本稿では、清から独立した朝鮮が大韓帝国を形成した後、どのような国内的な事情のもとに第二次日韓協約の締結に至るのかを、これまで注目されなかった趙秉世などの条約反対派の動向にも触れつつ検討したい。

I. 独立協会運動の挫折—皇帝権の強化

大韓帝国国制について歴史的に検討するためには、「独立誓告文」と「洪範十四条」に遡らなければならない。これらは日本と清が1894(高宗31)年8月1日に開戦した後、翌年(高宗31)年1月7日に朝鮮国王・高宗が首都・漢城にある宗廟の永寧殿に拝謁して誓告したものである。

「独立誓告文」は「継時自今、母他邦是恃、恢国歩于隆昌、造生民之福祉、以鞏固自主独立之基

¹⁾と、日清戦争を機に清からの独立を誓うものであった。

「洪範十四条」は清からの独立を達成するために、朝鮮国内の積年の弊害を克服すること（「蠶革内政、矯厥積弊²⁾」）を基本方針として掲げたものである。その内容は全14か条からなるが、主なものは下記の8条である。第一条の「清への依存心を払拭し、自主独立の基礎を確立すること」は、その後の朝鮮の中心的課題となった。

- 第1 清への依存心を払拭し、自主独立の基礎を確立すること。
- 第2 「王室典範」を制定して「大位継承」を明らかにし、「宗戚」の区分を明確にすること。
- 第3 政治は国王が直接行い、「后嬪宗戚」に関与させないこと。
- 第4 王室事務と国政事務を区分して混同しないこと。
- 第5 議政府と衙門の職務権限を明確に定めること。
- 第10 地方官制を速やかに改正して、地方官の職権を制限すること。
- 第12 将官を教育し、徴兵の法を整備して軍制の基礎を確立すること。
- 第13 民法と刑法を厳格に定めて監禁・懲罰がみだりに行われぬようにし、人民の生命・財産を保全すること³⁾。

日清戦争は日本の勝利におわり、日清講和条約（下関条約、1895.4）において、清は朝鮮の独立を承認した。その結果朝鮮はいよいよ「自主独立の基礎を確立すること」に迫られた。この課題に対して、日清戦争後の朝鮮において二つの動きがあった。一つは皇帝を中心とする動きであり、もう一つは独立協会を中心とする在野の動きである。前者は大韓帝国と大韓帝国国制の形成となって結実し、後者は挫折した。そこで、この二つの動きを中心に朝鮮内の動向を見て行くことにする。

日清戦争が終了すると、閔妃殺害事件（乙未事件、1895.8.20）、春生門事件（1895.11.28）を経て、陰暦高宗33年11月17日に、太陽暦の採用と元号の制定が行われ、建陽元（1896）年1月1日とした。かくして朝鮮は清の時間的な支配から独立した。その後、高宗は同年2月22日から約1年間、漢城のロシア公使館に身を遷した（露館播遷）。

露館播遷の間に、在野の独立協会が結成された⁴⁾。この独立協会は、米国から12年ぶりに帰国した徐載弼が中心となって結成したものである。徐載弼は1896（建陽1）年4月7日に『独立新聞』を創刊するとともに、同年7月2日に独立協会を組織した。発足時の独立協会の役員は、会長・安駟寿（中枢院一等議官）、委員長・李完用（外部大臣）、委員・金嘉鎮、金宗漢、閔商鎬、李采淵、権在衡（権重頭）、玄興沢、李商在、李建鎬、幹事員・南宮櫛、呉世昌らであった。

独立協会は清からの独立を実体化するために、清と朝鮮との宗属関係（冊封関係、朝貢関係）を象徴する慕華館や迎恩門に対して、慕華館を改称して独立館とし、迎恩門を毀して新たに独立門を建て

¹⁾ 『旧韓国官報』開国503年12月12日付

²⁾ 同前

³⁾ 同前

⁴⁾ 独立協会に関する研究としては、慎鏞廈『新版独立協会研究 上、下』（一潮閣、ソウル、2006）などがある。

たり(着工は1896年、竣工は1897年)、独立公園を設けたりした。

1897(建陽2)年2月20日、高宗がロシア公使館を出て慶運宮に還御したが、朝鮮に対するロシアの影響力は存続した。還御以後、朝鮮では高宗の動きと独立協会の動きが併存した。高宗は独立協会を時には利用し、時には抑制した。

高宗は還御の後、政治の活性化と自らのヘゲモニー強化のために、校典所の設置、「光武」への改元、「称帝宣布」、「大韓」の国号の採用、閔妃の国葬などを行った。校典所は、新旧の典式と諸般の法規を整理するために、同年3月23日に中枢院に設置した⁵。校典所の人的構成は、次の通りであった。大員として議政・金炳始、宮内府特進官・趙秉世、宮内府特進官・鄭範朝、副総裁大員として賛政・金永寿、賛政・朴定陽、賛政・尹容善、賛政・外部大臣・李完用、委員として顧問官・李善得(米、C. W. LeGendre)、顧問官・具礼(米、C. R. Greathouse)、顧問官・柏卓安(英、J. M. Brown)、顧問官・徐載弼(米)、知事員として、中枢院議官・金嘉鎮、法部協弁・権在衡(権重頭)、漢城判尹・李采淵、会計院卿・成岐運、中枢院議官・尹致昊、議政府総務局長・李商在など⁶。しかし校典所は実質的な成果を上げることができなかった。

1897(建陽2)年8月16日には、元号を改めて「光武」とした。

「称帝宣布」の動きは、1897(建陽2)年5月1日の李翊榮の「尊称帝号」上疏⁷あたりから始まり、本格化したのは、1897(光武1)年9月25日の権在衡の上疏からである。権在衡は後に権重頭と称し、1905(光武9)年11月17日に第二次日韓協約が締結された時の農商工部大臣で、「五賊」の一人に数えられている。

権在衡は、日清戦争によって清と朝鮮との間の冊封体制(宗属関係)が解体した後の朝鮮の君主の称号について、丁韪良(William A. P. Martin)訳『公法会通⁸』の第84章「邦国雖云平行、仍不能無尊卑之別、亦不能樂用尊称、因名実目应相称也」(句読点は引用者、以下同じ)、第85章「其所轄非止一国及本国、境地遼闊者、則称皇帝可、否則似属僭妄」、第86章「国主非必有帝号、方与称帝之国平行」などを援用して、朝鮮の君主の称号を「王」から「皇帝」に改めることを主張した⁹。

これに続いて、9月28日に金斗乗が上疏し、9月29日に金在頭をはじめとする716名が連名で上疏し、「尊称帝号」をそれぞれ求めた¹⁰。9月30日、議政府議政沈舜沢、宮内府特進官趙秉世など10名が高宗に請対し、「尊称帝号」を求めた¹¹。10月1日、沈舜沢、趙秉世らは百官を率いて「尊称帝号」を求める庭請を三回行った¹²。最初の庭請においては、Henry Wheaton, *Elements of International Law*, 1836を上記の丁韪良が漢訳した『万国公法』(1864年)、巻2、第3章、第6節「君国之尊号」の一節が援用されている。

⁵ 『旧韓国官報』建陽2年3月20日付

⁶ 田鳳徳「大韓国内制の制定と基本思想」『法史学研究』1、韓国法史学会、1974、pp.7-8

⁷ 『承政院日記』(『秘書院日記』)建陽2年5月1日(開国506年丁酉3月30日)条

⁸ 『公法会通』は、ブルンチュリ(Johann Caspar Bluntschli: 漢名は歩倫)の『近代国際法』(1868)をマーティン(丁韪良)が漢訳して、1880年に北京で刊行したものである。

⁹ 『高宗実録』光武1年9月25日条

¹⁰ 同上、光武1年9月28、29日条

¹¹ 同上、光武1年9月30日条

¹² 同上、光武1年10月1日条

この日、掌礼院卿金奎弘は皇帝即位の儀式がおこなわれる圜丘壇の設置場所を「南署会賢坊小公洞契亥座已向」（現在のウェスティンチョスン・ホテルの敷地内）に決定したことを上奏した¹³。沈舜沢、趙秉世らは百官を率いて「称帝」を求める庭請をさらに10月2日に五回¹⁴、10月3日に二回行った¹⁵。10月3日の第一回目の庭請では、前記の『万国公法』（1864年）巻2、第3章、第6節「君国之尊号」の一節を再び援用している。朝鮮がそれまで置かれていた清の冊封体制の論理を脱して「王」から「皇帝」に君主の称号を改めるには、国際法の論理を必要としたのである。

高宗は一連の上疏・上奏を受け入れる形で、10月3日、「皇帝」を名乗ることにした¹⁶。このことに関して、沈舜沢、趙秉世らが果たした役割は大きかった。10月11日、高宗は沈舜沢、趙秉世らを引見して国号を「大韓」に改めることを言明した¹⁷。翌12日に圜丘壇において皇帝即位式がとり行われた。即位の理論的裏付けは万国公法、即位の儀式は伝統的な東アジアの冊封体制下における形式を踏襲した。このことから、この即位が清を強く意識したものであったことがわかる。これに伴い、王后閔氏は皇后となり、王太子は皇太子となった¹⁸。皇后の国葬は11月21日に、趙秉世を総護使として行われた¹⁹。

独立協会系の動きは10月12日の皇帝即位式以降、活発化した。11月20日に独立門を竣工した後、翌1898（光武2）年2月9日に漢城の鍾路で万民共同会を開催した。徐載弼は同年6月に再渡米したが、独立協会の運動は活発に続いた。独立協会は同年7月3日に皇帝高宗に上疏して、「只抱忠愛之誠、躬設独立之会、期図保護皇室、維持国権、……近日欧州列邦、雖專制之治、設上下議院、以諮諏国是、広開言路²⁰」と訴えた。独立協会の結成の目的は皇室を「保護」して国権を維持することにあるとして、議院の設置を求めるものであった。

1898（光武2）年9月に入ると、皇帝高宗と皇太子を毒殺しようとしたという金鴻陸事件が起き、これに関連して政府の責任を追及する声が高まった。10月7日に独立協会の尹致昊らは皇国中央総商会（漢城の商民が中心）とともに議政大臣沈舜沢以下7名の政府要人責任を追及して上疏した。翌8日、皇帝高宗は沈舜沢らを詰責した²¹。

10月10日に金鴻陸事件に関して、金鴻陸以下3名に死刑をはじめとする判決が下されると、翌11日に独立協会は皇国中央総商会とともに皇帝高宗に上訴して、沈舜沢以下7名の罷免を求めた。沈舜沢は同日辞職した²²。

10月13日、独立協会（この当時の会長は尹致昊）は政府に対して面会を求め、15日に実現した。10月15日、独立協会代表の南宮櫛などは、政府代表の賛政兼議政署理朴定陽、外部大臣朴齊純などと会い、「条規二案」を提出した。「条規二案」の内容は次のようなものであった。

¹³ 同前

¹⁴ 『高宗実録』光武1年10月2日条

¹⁵ 同上、光武1年10月3日条

¹⁶ 同前

¹⁷ 『高宗実録』光武1年10月11日条

¹⁸ 『高宗実録』光武1年10月12日条

¹⁹ 同上、光武1年11月21日条

²⁰ 鄭喬『大韓季年史 上』、国史編纂委員会、光武2年7月3日条、1971、ソウル、pp.202-203

²¹ 『日省録』光武2年8月22日、23日条

²² 同上、光武2年8月26日条

第一条 法律所定以外、濫加名目之雑税、一切革罷事

第二条 中枢院更為組織、而官制則以政府及独立協會會員中、公平正直之人員選定、而会同議政事…

…(中略)……

- 一 議官半数、自政府薦選、半数自独立協會、投票薦選、而上奏後奉勅叙任事
- 一 議長則政府所薦人為之、副議長則(独立協會一原田)會員中所薦人、而諸議官投票選定事
- 一 章程則依倣外国議院規則、而自該院起案、經議政府後承裁可而施行事²³

本稿に関係するのは、第二条である。この条項は光武2年3月19日に設置が裁可された中枢院²⁴に、独立協會会員の参加を求めるものである。具体的には中枢院の議官の半数と副議長のポストを求めている。さらに外国の議院規則を参考にして中枢院の議院規則とでも言うべき「章程」の制定も要求している。ここで言う「外国議院」は、1890年に既に議会政治が始まっていた隣国の日本の議会とも考えられるが、具体的に記されていない。要するに、外国の議会(「議院」)をモデルに、中枢院を議会化しようとするものであった。

これまでの研究では、この独立協會の構想は民権を主張したものとして高く評価されている。しかし、独立協會は中枢院への参加を独立協會員に限っていて、独立協會員以外をも含めた普遍的な民権の問題として提起していない点にはあまり関心が払われていない。独立協會の主張は、客観的に見て特権的要求であった。こうした限界を持っていたので、独立協會は他の在野勢力と一丸となって政府に民権を要求して迫ることができず、むしろ独立協會の中枢院改革構想からはずされた皇国協會(裸負商の団体)や皇国中央総商会などは独立協會への反発を強めた。この結果、この不満を利用して皇帝高宗が独立協會に反撃に出るチャンスを与える結果となっている。

翌16日、皇国協會(会長は李基東)は独立協會だけを相手にしたとして、賛政兼議政署理朴定陽の辞任を要求した。これを受けて朴定陽は議政署理を辞任した。17日には皇国中央総商会の中心人物の趙秉式が、議政府賛政に任命された²⁵。皇帝高宗は在野勢力の分裂を利用して、独立協會を抑えにかかった。

10月20日、皇帝高宗は独立協會に対して、私的な団体にすぎない独立協會が法を犯して国事に参与するならば嚴重に取り締まると警告する詔勅を下した²⁶。これに対して独立協會は、22日以降、集会を開いたり、上疏を行って抵抗した。この結果、23日に独立協會の会長で、中枢院議官の尹致昊が中枢院副議長に任命された²⁷。24日、独立協會の鄭喬、李建鎬、李商在らが起案した中枢院改革案を尹致昊は政府に提出したが、皇帝高宗と諸大臣は、皇国協會を排除することには難色を示し、皇国協會からも中枢院の議官を出そうとした²⁸。しかし、10月26日、民選議官全員25名を独立協會が出すこと

²³ 鄭喬『大韓季年史 上』光武2年10月15日条、pp.261-262

²⁴ 『奏議』第13冊、光武2年3月19日条、「賛政沈相薰請議中枢院官制実施事」。『韓末近代法令集』Ⅱ、韓国国会図書館、1971、p.337

²⁵ 鄭喬『大韓季年史 上』光武2年10月16日条、17日条、pp.263-264

²⁶ 『高宗実録』光武2年10月20日条

²⁷ 同上、光武2年10月23日条

²⁸ 鄭喬『大韓季年史 上』光武2年10月24日条

に最終的に決定した²⁹。

10月28日から11月2日まで鍾路で独立協会主催の官民共同会が開催された。10月29日の集会には議政府参政朴定陽、議政府参贊権在衡(権重頭)、中枢院議長韓圭高、原任大臣閔泳煥以下の政府要人や、皇国協会、皇国中央総商会その他の団体も参加し、いわゆる「献議六条」が採択された³⁰。

「献議六条」は、「勅下五条」とともに、光武2年10月31日付の『旧韓国官報』で公布された³¹。「献議六条」の注目すべき条項は、本稿との関わりで言えば、第1項の「外国人に依附しないで、官民が同心合力し、専制皇権を堅固にする事」である。「洪範十四条」の第一条の「自主独立の基礎を確立すること」は「専制皇権を堅固にする事」として具体化した、「専制皇権」を規制する規定は、「勅下五条」「献議六条」のいずれにもない。

その代わり独立協会が改革を目指した中枢院への言及はある。「献議六条」の第六条の「実践章程事」と、「勅下五条」の第一条の「諫官廃止後、言路壅滞、上下無勸勉之意、亟定中枢院章程、以為実施事」である。「勅下五条」は光武2年10月30日に、皇帝高宗が「今日急務」として5か条を列举して実行を求めたものである。「献議六条」の第六条の「章程」と、「勅下五条」の第一条の「中枢院章程」はいずれも中枢院官制を指している。具体的には「献議六条」のは先の独立協会の中枢院改革案、「勅下五条」のは独立協会の中枢院改革案を踏まえた中枢院官制を意味している。

「勅下五条」の第一条に言う、改正された中枢院官制は光武2年11月2日に、「勅令第36号 中枢院官制改正件」として、11月4日付の『旧韓国官報』で公布された。その内容は独立協会の改革案に沿ったものであった。

要するに独立協会の目指したものは、皇帝権の強化と中枢院への独立協会の進出の二点であった。ところが11月4日以降、独立協会を取り巻く状況は一変し、皇帝高宗は独立協会の弾圧に転じた。同日、「献議六条」に関わった大臣は罷免され³²、翌5日には独立協会員17名が警務庁に拘束された。11月12日には「勅令第37号 中枢院官制中改正に関する件」が下され、独立協会の改革案を盛り込んだ先の「勅令第36号 中枢院官制改正件」の第三条と第四条が変更され、第十六条は削除され、第十七条が第十六条に改められた³³。これに対して独立協会は万民共同会を開いて抵抗したが11月下旬には解散を迫られ、翌1899年には『独立新聞』も廃刊のやむなきに至った。

かくして中枢院を議会に変えようとした独立協会の運動は失敗に終わり、皇帝権の強化だけが残る結果となった。こうした状況を踏まえて制定されたのが大韓帝国国制である。

Ⅱ. 「大韓帝国国制」の成立

独立協会の中枢院改革運動が終息すると、1899(光武3)年6月23日に皇帝高宗は政治の大改革を

²⁹ 同上、光武2年10月26日条

³⁰ 鄭喬『大韓季年史 上』光武2年10月29日条

³¹ 『旧韓国官報』光武2年10月31日付

³² 同上、光武2年11月5日付

³³ 同上、光武2年11月13日付

行う(「亟宜大加更張」と称して校正所を設置³⁴、7月2日にはこれを法規校正所と改称した³⁵。

人事は、当初、総裁に議政府議政尹容善、議定官に中枢院副議長徐正淳、宮内府大臣李載純、宮内府特進官趙秉鎬、宮内府特進官尹用求、学部大臣閔丙奭、議政府賛政権在衡(権重頭)、軍部協弁朱錫冕、特命全権公使成岐運、漢城判尹金永準らが任命され³⁶、後に追加や差し替えが行われた。法規校正所の事務所は布徳門内の洋屋に置かれ、予算は度支部の予備費から出された³⁷。

1899(光武3)年8月17日、法規校正所に国制を商立することを命じる詔勅が下された。詔勅の内容は、そもそも国たるものは国制を頒示して政治と君権が何であるかを明確にすることによって、臣民を違反すること無く従わせることができるが、本国には一定の制が無いので、法規校正所に国制を商立登聞させるというものであった³⁸。

同日、これに応じる形で法規校正所の総裁尹容善、議定官徐正淳、李載純、李鍾健、閔丙奭、李允用、権在衡(権重頭)、朴容大、成岐運、金永準、李善徳、柏卓安、具礼などが「大韓国国制」(原文は漢字とハングルの混用文)を上奏した。大韓国国制は即日公布された。

「大韓国国制」の内容は下記の通りである。

- 第一条 大韓国は世界万国に公認された自主独立する帝国である
- 第二条 大韓^マ帝国の政治は、由前は則ち五百年伝来し、由後は則ち万世不変の専制政治である
- 第三条 大韓国大皇帝におかれては無限の君権を享有されるので、公法に謂うところの自立政体である
- 第四条 大韓国臣民が大皇帝の享有せられる君権を侵損する行為があれば、其の已行と未行とを論ずることなく、臣民の道理を失ったものと認める
- 第五条 大韓国大皇帝におかれては、国内の陸海軍を統率され、編制を定められ、戒厳解嚴を命ぜられる
- 第六条 大韓国大皇帝におかれては法律を制定され、其の頒布と執行を命じられ、万国の公共なる法律を効倣され、国内法律も改正され、大特赦減刑復権を命じられるので、公法に謂うところの自定律例である
- 第七条 大韓国大皇帝におかれては、行政各府部の官制と文武官の俸給を制定あるいは改正され、行政上必要な各項勅令を発せられるので、公法に謂うところの自行治理である
- 第八条 大韓国大皇帝におかれては、文武官の黜陟任免を行われ、爵位勲章及其他栄典を授与あるいは逡奪されるので、公法に謂うところの自選臣工である
- 第九条 大韓国大皇帝におかれては、各有約国に使臣を派送駐紮され、宣戦講和及び諸般の約条を締結されるので、公法に謂うところの自遣使臣である³⁹

この大韓国国制の特徴は四つある。第一は「帝国」と名乗っていることである。大韓国国制が發布さ

³⁴ 『旧韓国官報』光武3年6月26日付

³⁵ 同上、光武3年7月5日付

³⁶ 同上、光武3年7月12日付

³⁷ 同前

³⁸ 『旧韓国官報』光武3年8月19日付

³⁹ 『旧韓国官報』光武3年8月22日付

れた翌月の9月11日に締結された旧宗主国の清との韓清通商条約では、「大韓帝国」という国号が用いられている。この条約締結のために「帝国」を自称したのか、他の理由があったのかは不明である。

第二は、田鳳徳がすでに指摘しているように⁴⁰、当時万国公法と呼ばれていた近代国際法を援用していることである。具体的には、『公法会通』に依拠していて、「公法」という語が頻出している。

大韓帝国国制の第一条の「自主独立」は『公法会通』第64章、第三条の「無限の君権」は『公法会通』第18章、第三条「公法に謂うところの自立政体」、第六条「公法に謂うところの自定律例」、第七条「公法に謂うところの自行治理」、第八条「公法に謂うところの自選臣工」、第九条「公法に謂うところの自遣使臣」は、それぞれ『公法会通』第68章を援用している。日清戦争によって冊封体制が解体した結果、国家存在の根拠を万国公法(近代国際法)によって理論付けしているのである。

第三は民権と議会に関する規定が皆無であることである。

第四は君主独裁であることである。具体的には、第三条の「無限の君権」、第五条の軍権、第六条の法権、第八条の人事権、第九条の外交権などについての規定に如実に表れている。

これらの特徴を持つ大韓帝国国制は、大韓帝国が前近代的な専制国家であることを明確に示している。朝鮮国と大韓帝国の二つの国家にまたがって存続する李朝は、冊封体制が解体した日清戦争後も存続し、欧米の近代国際法によって専制国家としての自らの存在を正当化しようとしたのである。大韓帝国国制下の大韓帝国においては、国家は皇帝の家産であった。

したがってこの当時、この大韓帝国国制は近代的な憲法とは見なされなかった。たとえば、第二次日韓協約の締結(1905年11月17日)に関わった伊藤博文は、11月15日に皇帝高宗に内謁見した際、即答を避けようとした皇帝高宗が「朕今自ラ之ヲ裁決スルコトヲ得ス、朕カ政府臣僚ニ諮詢シ、又一般人民ノ意向ヲモ察スルノ要アリ」と述べたのに対して、伊藤博文は「一般人民ノ意向ヲ察スル云々ノ御沙汰ニ至テハ、奇怪千万ト存ス、何トナレハ、貴国ハ憲法政治ニアラス、万機総テ陛下ノ御親裁ニ決スト云フ、所謂君主専制国ニアラスヤ⁴¹」と反論して、大韓帝国では「憲法政治」が行われていないと指摘している。いいかえれば、大韓帝国国制は憲法ではないとしているのである。伊藤博文は1889年に公布された大日本帝国憲法の制定に中心的に関わった人物で、その彼からすると、民意を反映する議会を欠いた大韓帝国国制は憲法とは言えなかったのであろう。田鳳徳は大韓帝国国制を憲法と見なしているが⁴²、近代的な憲法という意味ではないと思われる。

要するに、大韓帝国国制下の大韓帝国は君主独裁の専制国家であり、大韓帝国は皇室の家産国家であった。こうした大韓帝国国制下にあつては、かつての朝鮮時代の言論政治は君主独裁の下で封じ込められ、皇室が私的利益を追求した場合、これを規制することはできなかった。

⁴⁰ 前掲「大韓帝国国制의 制定과 基本思想」pp.13-14

⁴¹ 『日本外交文書』第38巻第1冊、二四九、(附記一)、「第二号 筆記 内謁見始末」、p.500

⁴² 前掲「大韓帝国国制의 制定과 基本思想」、pp.5-6

Ⅲ.大韓国国制と第二次日韓協約の締結

大韓国国制の問題点は、1905(光武9)年11月17日に第二次日韓協約が締結された際に顕著に表れた。これまでの研究では、皇帝高宗は国民と一体となってこの条約に反対したと評価されてきたが、拙稿において明らかにしてきたように、これは事実と異っている⁴³。皇帝高宗は国家を家産と見なし、皇室の利益を最優先に追求して日本と対応した。彼は韓国皇室の利益の保証を日本に求めて交渉し、より多くの利益が得られないと判断すると条約反対運動を扇動した。

1905(明治38)年11月9日、伊藤博文は第二次日韓協約を締結するために訪韓し、同月29日まで滞在した。彼は同月10日に皇帝高宗に謁見して明治天皇の親書を奉呈し、15日に皇帝高宗に内謁見して、最初の第二次日韓協約締結交渉を行った。

このとき皇帝高宗は大韓帝国の外交権を形式的にでも保持しようとして、いわゆる「形式保存論」を主張したが、伊藤特派大使に否定された。すると、皇帝高宗は、条約の締結を全面的に拒否するのではなく、交渉によって韓国の要求を条約にできるだけ反映させる「交渉妥協⁴⁴」路線に転換し、17日午後の御前会議と同夜の条約締結交渉に臨んだ。

御前会議には、皇帝高宗の臨席の下に、参政大臣韓圭高、外部大臣朴斉純、内部大臣李址鎔、度支部大臣閔泳綺、軍部大臣李根沢、法部大臣李夏榮、学部大臣李完用、農商工部大臣権重頭の8大臣が出席して、日本の協約案について議論を行った。

「五大臣上疏文⁴⁵」によれば、会議の状況は以下の通りであった。この会議では、皇帝高宗が主導的役割を果たした。当初、大臣たちは議論に消極的であったが、皇帝高宗が協約案の修正意見を求めた結果、いくつかの意見が出た。李完用は、第三条の「統監」の下に「外交」の二字がないのは、後日の憂慮となる、外交権を取り戻す年限を曖昧にすべきでない、と述べた。皇帝高宗は、協約案の第一条の「全然自ラ」を削除すべきだと、述べた。権重頭は、「皇室の安寧」に関する1条を設けるべきだと主張した。

議論の後、諸大臣はこの議論はあくまでも予備的なものに過ぎないとして、条約締結の拒否を主張し、韓圭高と朴斉純の2人が皇帝には従えないと言った後、8名全員が退席した。しかし、2人は皇帝高宗に呼び戻されて密かに勅命を与えられた。勅命の内容は、韓圭高が語ったところによれば、協約案の修正について日本の林権助全権公使と協議を継続することであった⁴⁶。このように、皇帝高宗は協約案を即時に拒否するのではなく、修正して受け入れることに積極的で、大臣たちに「協商妥弁」(「交

⁴³ 拙稿①「第二次日韓協約調印と大韓帝国皇帝高宗」(『青丘学術論集』第24集、財団法人韓国文化研究振興財団、東京、2004年4月)、②「日露戦争と韓国問題—第二次日韓協約の締結をめぐる大韓国内の動向—」(東アジア近代史学会編『日露戦争と東アジア世界』、ゆまに書房、東京、2008年1月)

⁴⁴ 『日本外交文書』第38巻第1冊、二四九、(附記一)、「第二号 筆記 内謁見始末」、p.503。同様の趣旨を、11月17日午後の御前会議では「協商妥弁」(「五大臣上疏文」『日省録』『承政院日記』『高宗実録』の各光武9年12月16日条)、御前会議後の韓国政府と伊藤博文大使との協議の場では「商議妥協」(『日本外交文書』第38巻第1冊、二四九、(附記一)、第四号)という表現している。『東京日日新聞』明治38年12月12日付3面の「協約成立の経過」では、「和衷協商」「和衷商議」という言葉を用いている。「和衷協商」は『駐韓日本公使館記録』(活字版)二十四、(一四〇)「往電第四七八号」でも使われている。

⁴⁵ 『日省録』、『承政院日記』の各光武9年12月16日条。前掲注43の拙稿①、pp.156-157

⁴⁶ 注43の拙稿①、p.158

涉妥結」)を命じた⁴⁷。

17日夜、条約締結交渉が行われた。途中から伊藤博文特派大使も加わった。伊藤博文特派大使は韓国側の要求を容れて協約案を修正し、つぎのような第二次日韓協約が締結された(句読点、下線部は引用者、以下同じ)。

日本国政府及韓国政府ハ、両帝国ヲ結合スル利害共通ノ主義ヲ鞏固ナラシメムコトヲ欲シ、韓国ノ富強ノ実ヲ認ムル時ニ至ル迄、此目的ヲ以テ左ノ條款ヲ約定セリ。

第一条 日本国政府ハ、在東京外務省ニ依リ、今後、韓国ノ外国ニ対スル關係及事務ヲ全然自ラ監理指揮スヘク、日本国ノ外交代表者及領事ハ、外国ニ於ケル韓国ノ臣民及利益ヲ保護スヘシ。

第二条 日本国政府ハ、韓国ト他国トノ間ニ現存スル条約ノ実行ヲ全ウスルノ任ニ当リ、韓国政府ハ、今後日本国政府ノ仲介ニ依ラスシテ、国際的性質ヲ有スル何等ノ条約若ハ約束ヲ為スコトヲ得ス。

第三条 日本国政府ハ、其代表者トシテ、韓国皇帝陛下ノ闕下ニ一名ノ統監(レヂデント、ゼネラル)ヲ置ク。統監ハ、専ラ外交ニ関スル事項ヲ管理スル為メ、京城ニ駐在シ、親シク韓国皇帝陛下ニ内謁スルノ権利ヲ有ス。日本国政府ハ、又韓国ノ各開港場及其他日本国政府ノ必要ト認ムル地ニ、理事官(レヂデント)ヲ置クノ権利ヲ有ス。理事官ハ統監ノ指揮ノ下ニ、従来在韓国日本領事ニ属シタル一切ノ職權ヲ執行シ、並本協約ノ條款ヲ完全ニ実行スル為、必要トスヘキ一切ノ事務ヲ掌理スヘシ。

第四条 日本国ト韓国トノ間ニ現存スル条約及約束ハ、本協約ノ條款ニ抵触セサル限り、総テ其効力ヲ継続スルモノトス。

第五条 日本国政府ハ、韓国皇室ノ安寧ト尊嚴ヲ維持スルコトヲ保証ス。

右証拠トシテ、下名ハ各本国政府ヨリ相当ノ委任ヲ受ケ、本協約ニ記名調印スルモノナリ

明治三十八年十一月十七日

特命全權公使 林 權助

光武九年十一月十七日

外部大臣 朴 齊 純⁴⁸

下線部の直線は協約案に新規に挿入した部分を、波線は協約案から削除した部分を、それぞれ指している。下線部aの挿入と下線部bの削除は皇帝高宗の意見、下線部cの挿入は李完用の意見、下線部dの挿入は権重頭の見解である。つまり、修正箇所は皇帝高宗が提起したのが2か所、李完用が提起したのが1か所、権重頭が提起したのが1か所、計4か所であった。この修正は17日の御前会議におけるものと同じであった。このようにこの協約は、皇帝高宗以下の韓国側の修正要求を伊藤博文が受け入れる形で締結された。まさにこの協約の締結は、皇帝高宗自身が翌1906年に伊藤博文に、「朕ノ希望ヲ容レ、字句等ノ修正ヲ為シ、然ル上協定ヲ見タル次第ナリ⁴⁹」と語っているように、皇帝高宗の主導による「協商妥弁」(「交渉妥協」)路線の実践の結果であった。

⁴⁷ 同上、p.157

⁴⁸ 『日本外交文書』第38巻第1冊、二四九、(附記一)、「第五号 日韓新協約」、p.507

⁴⁹ 金正明編『韓国併合史料』一(原書房、東京、1986年12月)、「八十四 内謁見始末」、p.233

しかしながら皇帝高宗は不満であった。

皇帝高宗は11月18日⁵⁰の未明に、第二次日韓協約が締結されたという報告を受けて次のように述べ、慨嘆のあまり発熱している。

如此重要ナル条約ヲ、斯クモ容易ニ急劇ニ締結ヲ見ルニ至リシハ、実ニ千載ノ遺恨ナリ。素ヨリ今日ノ場合、各大臣ノ措置ト雖モ詮方ナカルヘシ。唯茲ニ日本ノ要求ヲ容ルト同時ニ、自国ヨリモ亦何ヲカ反対利権ヲ要求スルノ掛引ハ、此ノ際予メ各大臣ノ腹案ニ存セサルヘカラス。然ルヲ其ノ事ナク遂ニ輕々ニ締結ヲ終ヘシハ、大臣等ノ無能無氣力ナル心外ニ堪ヘス⁵¹。

彼の「協商妥弁」（「交渉妥協」）路線は、日本との交渉を拒絶するのではなく、交渉に応じてできるだけ多くの自らの要求（「反対利権」）を日本に飲ませることであった。皇帝高宗の不满は、17日夜の交渉における大臣たちの交渉の「掛引」が拙くて、第二次日韓協約の修正内容が、同日の御前会議における修正案の4か所に止まったことにあった。

そこで、皇帝高宗は、各大臣が日本とともに朕を脅迫してこの条約を結ばせた、条約の締結は朕の意志ではないので、条約破棄の行動に「赤子」は決起せよと、18日に使者を地方に派遣して扇動した。

韓人ノ報ニヨレハ条約ノ調印了リ、各大臣等大闕ヲ退クヤ、陛下ハ涕淚數刻ニシテ遂ニ吐血セラレ、各大臣ハ日本ト同腹ニナリ、朕ヲ脅迫シテ条約ニ調印セシメタリ。朕カ赤子ハ一齊ニ起チ、此悲ミヲ共ニセヨ云々ノ言アリシヨリ、本日（11月18日ー引用者）各地方ニ使者ヲ派遣シ、保護条約ニ調印セシハ朕カ意志ニアラス、朕ハ脅迫ニヨツテ調印シタルモノナラハ、朕カ赤子ハ起テヨ云々。（中略）李裕寅ハ直ニ内命ヲ受ケテ各地方ニ扇動的使者ヲ派遣セルヨリ、地方暴民ノ蜂起ヲ待テ条約破棄ノ行動ヲ起サン計画ナリト云フ（下略）⁵²。

ここで注目されるのは、第二次日韓協約の締結は韓国の諸大臣から脅迫されて締結させられたもので皇帝高宗自身の意志ではないとしていること、この条約破棄のための決起を赤子に呼びかけていることの二点である。要するに、「脅迫」と「破棄」である。扇動の過程で「脅迫」の内容が、大臣による皇帝高宗脅迫から日本による皇帝高宗脅迫へと変えられて広められた。

1905（光武9）年11月17日に第二次日韓協約が締結されて、同年12月16日に韓国の官報によって公布されるまでの間の、上疏と上奏を中心とする条約反対運動は別表の通りである。上疏・上奏の内容と数（数には重複有り）について見ると、①条約無効が20、②条約破棄が26、③関係者処分が54、④辞職・その他が83である。条約反対運動の争点としては①②③であるが、①と②を合算しても46で③関係者処分の54には及ばない。つまり、③が条約反対運動の最大の争点であったのである（④の形

⁵⁰ 史料では、「11月17日夜」とあるが、実際に第二次日韓協約が締結されたのは、11月18日午前1時頃であるので（前掲注43の拙稿①p.162参照）、18日とする。

⁵¹ 『駐韓日本公使館記録』（活字版）第24冊、No.69、国史編纂委員会、韓国、p.387

⁵² 同上、No.50、p.375

をとりながら、①②③の内容を含んだ場合もあるが、ここでは立ち入らない。

そこで、本稿では③に注目しながら、第二次日韓協約反対運動期における趙秉世(1827～1905)という人物の対応を検討したい。というのは、趙秉世は高宗を支えて大韓帝国の樹立に献身的に尽力しながら、第二次日韓協約の締結に反対する運動の先頭に立って外部大臣朴齊純など五大臣の処刑を皇帝高宗に求めたが受け入れられず、ついには皇帝高宗に抗議して自決に至るといふ劇的な行動をとった人物であるからである。

趙秉世は中樞院議長、議政府議政、特進官などを歴任した元老である。彼は高宗が1897年2月にロシア公使館から慶運宮に還御してから、同年10月に大韓帝国を樹立するまで、高宗を支えて尽力している。この間、趙秉世は1897年3月に校典所の大員に選ばれ、同年9月から10月にかけては高宗に皇帝を名乗ることを求める所謂「尊称帝号」の上疏の疏頭として先頭に立った。高宗は10月3日にこの運動を受け入れる形で「皇帝」を名乗ることにした。また高宗が国号を「大韓」に改めることを言明したのは、10月11日に高宗が沈舜沢と趙秉世などを引見した場であった。大韓帝国成立後の11月21日に皇后の国葬が行われた際には、趙秉世が総護使を務めた。

趙秉世は、別表から明らかなように、第二次日韓協約に反対する上奏を一回(No.33)、上疏を三回(No.54、66、102)行っている。No.54、66は所謂百官疏と呼ばれる集団の上疏で、趙秉世はこの上疏の疏頭を務めている。No.102は自決後の遺疏である。No.33、54、66、102はいずれも同様に扱う。

今、仮に便宜的に、第二次日韓協約反対運動(1905年11月17日～同年12月16日)を第一期(11月17日～11月20日)、第二期(11月21日～11月24日)、第三期(11月25日～11月27日)、第四期(11月28日～12月7日)、第五期(12月8日～12月16日)に時期区分すると、No.33は第二期、No.54、66は第三期、No.102は第四期に属する。

第一期は、第二次日韓協約が締結されたことに対して、政府関係者の辞表が形式的に出された程度で、条約反対運動は本格化していない。

ところが、第二期にはいと、11月20日付の『皇城新聞』に張志淵の「是日也放声大哭」と成樂英の「五件条約請締顛末」が掲載されて以降、23日あたりから条約反対運動が活発化した⁵³。これらの記事のニュースソースは皇帝高宗、韓圭高、李相高などではないかと思われる。趙秉世のNo.33の上奏はこの期のものである。彼はNo.33(1905年11月23日)で次のように皇帝に上奏している。

忽聞日使以五件事要請条約、而其所謂五条、皆関国家存亡之機、故雖威嚇廻(迫)脅之中、聖意則確然不撓、而政府諸臣、敢自私相可否、至有外署(外部—引用者)調印之挙云、古今天下、寧有如許無前之變乎、天下者、天下之天下、非一人一家之私有、故国有大事、雖人主之尊、不得独断於上、必收議于時原任大臣二品以上及在外儒賢、然後決案者、我祖宗朝不易之典、(中略)而一二臣僚、不体聖意、不遵旧典、其何敢擅自可否、以其国与人乎、其無君蔑法之罪、万戮猶輕、主務提議之朴齊純、亟正邦刑、以謝天下、其時参会之各部大臣、并為免本官、令法部拘拿、照以売国之律、即下詔勅、該議案、即為繳銷(還)、必以強直之臣、充外部長官、該議案勿施之意、使之声明于各国公領官(館)焉⁵⁴

⁵³ 前掲注43の拙稿②、p.69

⁵⁴ 『承政院日記』光武9年11月23日条。()内の漢字は、その前の下線部に対する『日省録』光武9年11月23日

この上奏の内容は、次の三つに要約できる。

- 1) 日本の使節が第二次日韓協約の締結を皇帝に迫ったが、皇帝はこれを受け入れなかったにもかかわらず、政府の大臣たちが勝手に判断して、外部が調印するに至った。これは「無前之變」である。
- 2) 天下は天下の天下であって、一人一家の私有物ではない。それ故、国に大事があれば君主と雖も独断で決定してはならず、必ず時原任大臣の二品以上の者と儒賢の意見を聞いてから決定するのが我が国の「不易之典」である。しかるに一二の大臣が皇帝の意に背き、旧典にしたがわず、自分勝手にした。外部大臣の朴齊純は極刑に処し、その他の大臣は罷免の上、法部に「売国之律」で処断させる。
- 3) 詔勅を下して第二次日韓協約を取り消し、「強直之臣」を外部大臣に任命して、漢城の外国公使館にこの条約の無効を伝えさせる。

1)は既に見てきたように、「皇帝はこれを受け入れなかったにもかかわらず、政府の大臣たちが勝手に判断して」という部分が事実と反する。皇帝高宗の扇動情報にそのまま基づいたのか、あるいは皇帝を直接批判できないから大臣を批判したのかのいずれかであろう。

しかし、2)はこの扇動情報に依拠していない。2)の内容は二つの部分から成っている。a)「天下は天下の天下であって、一人一家の私有物ではない。それ故、国に大事があれば君主と雖も独断で決定してはならず、必ず時原任大臣の二品以上の者と儒賢の意見を聞いてから決定するのが我が国の『不易之典』である」、b)「一二の大臣が皇帝の意に背き、旧典にしたがわず、自分勝手にした。外部大臣の朴齊純は極刑に処し、その他の大臣は罷免の上、法部に「売国之律」で処断させる」、である。

a)は明らかに、趙秉世が元老の立場から、「天下」は「公」のものであるとして皇帝高宗の専制支配を批判している。第二次日韓協約の締結を、これまでの「不易之典」を無視した皇帝高宗の「独断」的行為と指弾しているのである。大韓帝国制下の大韓帝国では皇帝に専制権力が集中し、趙秉世が主張する「不易之典」に基づく言論政治は、もはや過去のものとなっていた。

b)は第二次日韓協約の締結を主導した皇帝高宗の責任を直接追及できないので、条約に調印した外部大臣朴齊純をやり玉に上げている。

第三期に入ると条約反対運動はさらに活発になった。この期の特徴は、次の三点である。①「五賊」という呼称が用いられ始めたこと(No.53)、②諸大臣の首を斬って「諸藁街」(市中)に晒すことの主張(No.52、53、54)、③『公法会通』を援用した条約無効の主張(No.49、54、59、61、64)。

この期の趙秉世の上疏はNo.54(11月26日)とNo.66(11月27日)の2件ある。No.54は趙秉世を疏頭とする71名の上疏で、当時「百官疏」と称せられた。

No.54(1905年11月26日)の上疏の要点は、①朴齊純以下の諸大臣の処断、②漢城の外国公使館に第二次日韓協約の無効を伝える、の二点である。①の主要部分は下記の通りで、上記No.33の2)とほぼ同一内容である。

条における異同を示す。

朴齊純之罪、可勝誅哉、身為主務大臣、雖或陛下允許、而使之調印、猶當以死爭之、以報國恩、以盡臣分可也、乃者不体聖意、擅自締約、売国之賊、何代無之、而豈有如此賊之甚者乎、天下之事、正名為先、陛下不誅此賊、則内無以雪万口一辭之輿憤、外無以謝天下万国之公論、伏乞陛下、赫然斯怒、亟斬(朴一引用者)齊純之頭、懸諸藁街、其他諸臣之書可(「書可」=条約賛成:引用者)者、亦皆売国之滑乎、(中略)並令王府、免官拘拿、克正邦刑⁵⁵

下線部は文章上のレトリックとして仮定法が用いられているが、実際は事実であったと趙秉世は見なしている。趙秉世は、皇帝高宗が主導的に第二次日韓協約の締結を推進したと見なした上で、高宗の命令の下で条約に調印した外部大臣朴齊純の首を斬って市中に晒すことと、条約に賛成した他の大臣たちを罷免・逮捕の上、処断することを要求している。趙秉世は、皇帝高宗の責任を、朴齊純以下の5人の諸大臣の処断を要求する形で追及した。②については、26日に日本公使館以外の外国公使館に『公法会通』第405、409の各章を援用して条約の無効を訴える文書を送った⁵⁶。

①の上疏に対する皇帝高宗の批答は、「大小臣僚之章牘、式日斯至、豈不知公憤之出於大同、亦自有商量措処矣、卿等其諒之、相率還第事⁵⁷」と、趙秉世らの要求には応えず、むしろ彼らの「還第」(帰宅)を命じた。

この批答に反発した趙秉世らは、11月27日、朴齊純ら「売国諸賊」を斬ることと、外国公使館に条約の無効を通告することを要求する上疏を再び行った(「百官再疏」、No.66)。

これに対して、同日、皇帝からふたたび「還第」を命じる批答があり⁵⁸、さらに趙秉世と李根命に「還第」と「門黜」(官位剥奪の上追放すること)を命じる詔勅が下された⁵⁹。その一方で、皇帝高宗は、趙秉世らが求め続ける朴齊純ら「五賊」の処断と条約破棄は行わなかった。むしろこの第三期の11月22日に、罷免された議政府参政大臣韓圭高の後任に、趙秉世らが指弾してやまない外部大臣朴齊純を臨時署理議政府議政大臣事務として任命した。

第四期になると、皇帝高宗と条約反対派の対立は頂点に達した。11月28日、皇帝高宗は伊藤博文特派大使との内謁見において、金融、教育、軍隊、宮中府中の別、皇室財政などの問題解決について伊藤特派大使の協力を求めた。皇帝高宗の最大の関心事は皇室財政の安定維持にあった。これに対して、伊藤特派大使はまず大韓帝国の人心の安定が必要で、そのためには現内閣を維持する事が「得策」であるとして、外部大臣朴齊純を議政府参政大臣に登用すること、かつて独立協会会長を務めた外部協弁尹致昊を外部大臣にあてることなどを進言した⁶⁰。

その結果、同28日に早速、朴齊純が議政府参政大臣、尹致昊が臨時署理外部大臣事務にそれぞれ任命された。他方、同日、条約反対の上疏者に対して逮捕を命ずる詔勅が下された。これらはいず

⁵⁵ 『承政院日記』光武9年11月26日条

⁵⁶ 『大韓毎日申報』光武9年11月29日付

⁵⁷ 『承政院日記』光武9年11月26日条

⁵⁸ 同上、光武9年11月27日条

⁵⁹ 『旧韓国官報』光武9年11月27日付、号外

⁶⁰ 『日本外交文書』第38巻第1冊、二四九、(附記二)、「十二月十四日付伊藤特派大使復命追加書」、pp.513-514

れも、同一の『旧韓国官報』(光武9年11月29日付、号外)において告示された。これは明確に趙秉世らの上疏を否定するものであった。この日、27日に趙秉世らに下された「門黜之典」を取り消す「分揀」の詔勅が出たが⁶¹、皇帝高宗と条約反対派の対立は頂点に達した。

このとき、11月30日、陸軍副将閔泳煥が自決した。12月1日には特進官趙秉世が自決した。趙秉世は遺疏(No.102)において、度重なる上疏にもかかわらず、皇帝高宗が「五賊」の処断も、勅約の破棄もしないこと(「逆臣未除、而却約未繳」)に対して、自らの死を以て、「五賊」を処断し、各国公使館に第二次日韓協約の破棄を通告することを皇帝高宗に要求した⁶²。

皇帝高宗の近臣の沈相薫が語ったところによれば、趙秉世と同様に第二次日韓協約反対運動の先頭に立っていた李根命らの元老は、12月3日夜入闕し、皇帝高宗に対して次のように「自尽」を迫ったという。「韓国三千里ノ疆土二千万ノ同胞臣民ハ、陛下ノ造ラレタルモノニアラス、祖宗大王ノ譲リ給ヘル国家ナリ」とした上で、「若シ新条約ニシテ破毀スル能ハスンハ、陛下先ツ自尽シテ罪ヲ上下ニ謝セラルヘク君臣共ニ死スヘキハ今日ナリ、陛下死セハ臣等又殉死スヘシ」、と。これに対して、皇帝高宗は「今回ノ条約ハ朕深ク之ヲ熟考シ最早汝等ノ容喙スヘキ余地ナシ⁶³」と、答えたという。

元老たちの「韓国……ハ、陛下ノ造ラレタルモノニアラス、祖宗大王ノ譲リ給ヘル国家ナリ」という主張は、趙秉世が先の上奏(No.33)で言うところの「天下者、天下之天下、非一人一家之私有」と同趣旨で、国家は「公」のものであるとする主張である。皇帝高宗の「汝等ノ容喙スヘキ余地ナシ」という言の根底には、国家は皇帝のものとする考えがある。両者の主張の対立は、皇帝専制体制の大韓国国制のあり方をよく示している。

皇帝高宗は李完用を用いて条約の公布を進めた。12月7日に議政府参政大臣朴斉純が辞職し⁶⁴、翌8日、学部大臣李完用が臨時署理議政府議政大臣事務に任じられた⁶⁵。8日から16日までの第五期は李完用が内閣を支えた。12日に尹致昊が署理外部大臣事務の任を解かれると、李完用が13日に臨時署理外部大臣事務に任じられた⁶⁶。いずれも、皇帝高宗の人事であった。この李完用内閣によって、第二次日韓協約(韓日協商条約)が12月16日付の『旧韓国官報』(第3325号)で公布された。大韓帝国の規定によれば、官報に掲載されたものは皇帝が裁可した案件であった⁶⁷。

この日、世間から「五賊」と指弾された李完用、朴斉純、李址鎔、権重頭、李根沢の5人の大臣は、皇帝高宗に連名で上疏した。所謂「五大臣上疏文」である。彼らはこの上疏で11月17日の御前会議における皇帝高宗の言動を詳細に述べ、このたびの第二次日韓協約の締結は皇帝高宗の主導によるものであることを陳述した。皇帝高宗の批答はこの上疏の内容を否定しなかった⁶⁸。

⁶¹ 『旧韓国官報』光武9年11月30日付、号外

⁶² 『承政院日記』光武9年12月2日条

⁶³ 『駐韓日本公使館記録』(活字版)第24冊、No.181、p.448

⁶⁴ 『旧韓国官報』光武9年12月8日付、号外(亜細亜文化社版、第15巻、p.1269)

⁶⁵ 同上、光武9年12月8日付、号外(亜細亜文化社版、第15巻、p.1270)

⁶⁶ 同上、光武9年12月14日付

⁶⁷ 前掲注43の拙稿①、p.146

⁶⁸ 同上、p.148

おわりに

日清戦争によって、清を中心とする旧来の東アジアの冊封体制が解体する危機に直面したとき、朝鮮は主権を確立し独立を維持するために、「清への依存心を払拭し、自主独立の基礎を確立すること」（「洪範十四条」）に迫られた。

そこで起きた主要な動きとしては、高宗によるものと、独立協会によるものの二つがあった。高宗は校典所や法規校正所を設置して、李朝を東アジアの新しい国際的な枠組みの中で存続できるように、上からの改革を進めた。

他方、独立協会は「専制皇権を堅固にする事」（「献議六条」）と中樞院を議院化することの二点を追求したが、後者は挫折した。その結果、上からの動きも下からの動きも一致して、専制皇帝を中心に据えた国造りとなった。この政治的な動きの中で大韓帝国が樹立され、国制として大韓帝国国制が制定された。この帝国は、皇帝の即位式は中華の伝統に基づき、大韓帝国国制は万国公法の論理を援用して、伝統的な東洋と近代欧米の折衷であった。

大韓帝国は専制国家で、議会はなく、国家は皇帝の家産であった。政治の場から、旧来の元老たちも排除された。皇帝高宗の最大の関心は皇室の利益の追求であった。大韓帝国は日本との間で第二次日韓協約（乙巳条約、1905）を結んだが、皇帝高宗の関心事はこの条約によって皇室の利益を守ることであった。それ故、皇帝高宗は条約反対派が求めた「五賊」の処断も、日本への第二次日韓協約（乙巳条約）破棄通告も行わなかった。その結果、閔泳煥や趙秉世らが自決した。「天下者、天下之天下、非一人一家之私有」（No.33）は、元老の立場からする皇帝高宗への根源的な批判であった。

主要参考文献

A. 日本語

1. 池川英勝「独立協会の自由民権思想について」『史淵』116、九州史学会、1979
2. 海野福寿『韓国併合史の研究』、岩波書店、2000
3. 奥村周司「李朝高宗の皇帝即位について」『朝鮮史研究会論文集』33、朝鮮史研究会、1995
4. 姜在彦「独立新聞・独立協会・万民共同会—1890年代後半期におけるブルジョア的変革運動」『朝鮮史研究会論文集』9、1972
5. 月脚達彦「独立協会の『国民』創出運動」『朝鮮学報』172、1999
6. 国分典子「大韓帝国におけるドイツ憲法思想の受容」『論集』45（一般教育）、愛知県立大学、1997
7. 西尾昭、張君三「近代朝鮮の自主民権運動について—独立協会の国会開設運動に関する一考察」『同志社法学』56-5、2005
8. 原田環「第二次日韓協約調印と大韓帝国皇帝高宗」『青丘学術論集』24、財団法人韓国文化研究振興財団、2004

9. 原田環「日露戦争と韓国問題—第二次日韓協約の締結をめぐる大韓帝国内の動向—」東アジア近代史学会編『日露戦争と東アジア世界』、ゆまに書房、2008
10. 松井聖一郎「獨立協會の思想—『獨立新聞』の論調から—」『竹田晃先生退官記念 東アジア文化論叢』、汲古書院、1991

B. 韓国語

1. 김도형「민영환의 정치 활동과 개혁론」『나라사랑』102, 외솔회, 2001
2. 김숙자「獨立協會의 歷史認識—『독립신문』논설을 중심으로—」『호서사학』8·9합집, 호서사학회, 1980
3. 閔京植「大韓國國制」『法学論文集』31-1, 中央大學校法學研究所, 2007
4. 徐珍教「1899年 高宗의 『大韓國國制』 頒布과 專制皇帝權의 追求」『韓國近現代史研究』5, 한울, 1996
5. 慎鏞廈「(新版)獨立協會研究 : 독립신문·독립협회·만민공동회의 사상과 운동」—潮閣, 2006
6. 심현녀「윤치호와 독립협회」『한국기독교역사연구소소식』3, 한국기독교역사연구소, 1991
7. 유영렬「독립협회의 민권사상 연구」『사학연구』22, 한국사학회, 1973
8. 李玟源「大韓帝國의 改革과 그 實態: 政府와 獨立協會의 皇權認識과 關連하여」『韓國民族運動史研究』9, 이문사, 1994
9. 李元淳「韓末雇聘歐美人綜鑑」『韓國文化』10, 서울대학교韓國文化研究所, 1989
10. 이태진외『한국병합의 불법성 연구』, 서울대학교출판부, 2003
11. 이황직『독립협회, 토론공화국을 꿈꾸다 : 민주주의 실험 천 일의 기록』, 웅진씽크빅, 2007
12. 田鳳德「大韓國國制의 制定과 基本思想」『法史學研究』1, 韓國法史學會, 1974
13. 주진오「1898년 독립협회 운동의 주도세력과 지지기반」『역사와현실』15, 한국역사연구회, 1995
14. 주진오「독립협회의 개화론과 민족주의」『현상과인식』68, 한국인문사회과학회, 1996
15. 홍원표「독립협회의국가건설사상」『國際政治論叢』43-4, 한국국제정치학회, 2003

11.23	30) 正三品安鍾和(1)・言事疏 31) 中樞院議長閔種黙・言事疏 32) 前秘書丞尹斗炳(1)・言事疏 33) 原任大臣趙秉世(1)・奏	○				○	○	○	○	○	・『大韓毎日申報』1905年11月23日付 ⇒「一二臣僚」
11.24	34) 外部大臣朴齊純(3)・辭職疏 35) 外部協弁尹致昊(2)・辭職疏 36) 議政府參贊李相高(4)・辭職疏 37) 警務使具完喜(1)・辭職疏 38) 外部交渉局長李始榮(1)・辭職疏 39) 都提調李根命(2)・奏				○					○	・『大韓毎日申報』1905年11月24日付 ⇒『日省録』には未記載
11.25	40) 農商工部大臣權重顯(2)・自劾疏 41) 中樞院贊議李乾夏(1)・辭職疏 42) 従一品李裕承・言事疏 43) 従二品朴齊斌・言事疏 44) 社稷署提調朴鳳柱(2)・辭職疏 45) 侍從院副卿徐相喬・言事疏 46) 学部編輯局長李鍾泰・言事疏 47) 秘書監郎鄭鴻錫・言事疏 48) 法官養成所教官丁明燮(1)等・言事疏 49) 前秘書院丞尹斗炳(2)・言事疏 50) 秘書監郎高鼎柱・言事疏 51) 奎章閣直閣申性均・言事疏 52) 前侍読姜遠馨(2)等・言事疏 53) 法部主事安秉瓚・言事疏	○	○							○	・『大韓毎日申報』1905年11月25日付 ⇒『公法会通』第409章 ⇒「諸賊」、「斬其頭而懸之藁街」 ⇒「(朴)齊純以下五賊之首懸諸藁街」、 「亟斬其首」
11.26	54) 宮内府特進官趙秉世(2)等・言事疏 55) 判教寧司事趙秉式(2)・言事疏 56) 中樞院贊議閔泳奎・辭職疏 57) 軍部協弁李漢英(2)・言事疏 58) 法官養生所教官丁明燮(2)等・言事疏 59) 正三品洪祐哲・言事疏 60) 正三品安鍾和(2)・言事疏 61) 奎章閣學士李容泰・言事疏 62) 正二品朴箕陽(2)・言事疏 63) 礼式院掌礼卿金完秀(1)・辭職疏 64) 侍講院侍読朴齊瓚・言事疏 65) 正三品尹秉・言事疏	○	○							○	⇒「亟斬(朴)齊純之頭、懸諸藁街」 ⇒趙秉世、在韓外国公館に声明文送付 (『公法会通』第405,409章 [『大韓毎日 申報』1905年11月28,29日付]) ⇒『公法会通』第409章 ⇒『公法会通』第98,409,419章？ ⇒『公法会通』第98,405,406,409,415章

11.27	<p>66) 宮内府特進官趙秉世(3)等・言事疏</p> <p>67) 従一品李根秀・言事疏</p> <p>68) 中枢院贊議洪淳馨・言事疏</p> <p>69) 表勳院摠裁朴定陽(2)・言事疏</p> <p>70) 草莽臣崔在鶴・言事疏</p> <p>71) 尚方司長李明翔・辭職疏</p> <p>72) 前秘書院丞李渭來・言事疏</p> <p>73) 前瀋源殿令姜玗熙・言事疏</p>							<p>・『大韓毎日申報』1905年11月27日付</p> <p>・趙秉世、李根命→「即為相率還第」(詔)</p> <p>・趙秉世、李根命→「門黜之典」(詔)</p> <p>⇒「先斬完国諸賊」</p> <p>⇒『公法会通』第409章</p>
11.28	<p>74) 侍從武官長閔泳煥(1)等・言事疏</p> <p>75) 侍從武官長閔泳煥(2)等・言事疏</p> <p>76) 判教寧司事趙秉式(3)等・言事疏</p> <p>77) 秘書監卿李愚冕(2)・言事疏</p> <p>78) 外部協弁尹致昊(3)・辭職疏</p> <p>79) 宮内府大臣李載克(1)・辭職疏</p> <p>80) 議政府參政大臣閔泳喆(2)・辭職疏</p> <p>81) 判教寧司事趙秉式(4)等・言事疏</p> <p>82) 従一品金宗漢・言事疏</p> <p>83) 平理院裁判長嚴柱益(1)・自引疏</p> <p>84) 成均館教授李商永・言事疏</p> <p>85) 前内部主事盧鳳洙・言事疏</p> <p>86) 秘書監丞李明翔等・言事疏</p>							<p>・皇帝、伊藤博文を引見(午後3時半)</p> <p>・「<u>拿陳疏諸臣</u>」の詔</p> <p>・外部大臣朴齊純→議政府參政大臣</p> <p>・外部協弁尹致昊→署理外部大臣事務</p> <p>⇒『公法会通』第406,409章</p> <p>⇒『日省録』では11月27日条に記載</p>
11.29	<p>87) 未死臣崔益鉉・言事疏</p>							<p>・伊藤博文、七大臣他と会見(午前9時半)</p> <p>・趙秉世、李根命→「即為率還第」(詔)</p> <p>・「命分揀趙秉世李根命」(詔)</p> <p>・「命分揀閔泳煥等」(詔)</p> <p>⇒「宣先亟取(朴)齊純以下五賊之首」</p>
11.30	<p>88) 領教寧司事沈舜沢(1)等・言事疏</p> <p>89) 宮内府大臣李載克(2)・辭職疏</p> <p>90) 礼式院掌礼卿金完秀(2)・言事疏</p> <p>91) 憲兵司令官權重奭・自列疏</p> <p>92) 従二品李南珪・言事疏</p> <p>93) 外部協弁尹致昊(4)・辭職疏</p> <p>94) 軍部軍務局長梁性煥(1)・辭職疏</p> <p>95) 警務庁警察局長朴承祖・辭職疏</p> <p>96) 平理院裁判長嚴柱益(2)・辭職疏</p>							<p>・陸軍副將閔泳煥、自決→「隱卒之典」(詔)</p> <p>・閔泳煥→諡号「忠文」(詔)</p> <p>・従一品韓圭高の懲戒を特に免じる(詔)</p> <p>⇒「五賊」、「并誅...五賊」</p> <p>⇒「斬(朴)齊純」</p>
12.1								<p>・特進官趙秉世、自決→「隱卒之典」(詔)</p>

	97) 領敦寧司事沈舜沢(2)、宮内府特進官趙秉世(3)、内府特進官李根命(3)等・言事疏 98) 軍部参謀局長權泰益(1)・辭職疏 99) 外部協弁尹致昊(5)・言事疏						○ ○ ○	・閔泳煥→大勲位(詔) ⇒「討逆存国」
12.2	100) 宮内府特進官李根命(4)・言事疏 101) 議政府参政大臣朴齊純(4)・辭職疏 102) 従一品李容植・遺疏封上疏 [卒宮内府特進官趙秉世(4)・遺疏]						○ ○ ○	・自決した特進官趙秉世→諡号「忠正」、大勲位(詔) ⇒義父・趙秉世の遺疏を封上疏[⇒自死をもって「五賊」の処断等を要求]
12.3	103) 判敦寧司事趙秉式(5)・言事疏 104) 外部大臣署理、外部協弁尹致昊(6)・辭職疏						○ ○	・閔泳煥の諡号「忠文」(11.30)を「忠正」に改諡(詔) ・閔泳煥、趙秉世→「礼葬恩命」(詔) ・自決した趙秉世の家、「礼葬恩命」を辞退 ・特進官李根命以下の入侍諸宰→「門黜之典」、即「還収」(詔)
12.4								・学部主事李相哲、自決→「隱卒之典」(詔) ・上等兵金奉学、自決→「隱卒之典」(詔) ・領敦寧司事沈舜沢→「門黜之典」、「還収」(詔)
12.5	105) 宮内府大臣李載克(3)・辭職疏 106) 未死臣郭鐘錫(1)・言事疏 107) 秘書監丞沈相翊・辭職疏 108) 草莽臣宋秉璿・言事疏 109) 宮内府特進官李根命(5)の自列疏						○ ○ ○ ○	⇒12.3に「門黜之典」が、「還収」されたことに抗議
12.6								・自決した趙秉世の家、「礼葬恩命」をついに受けず
12.7	110) 宮内府特進官李根命(6)・率百官請 111) 宮内府特進官李根命(7)・率百官請再 112) 宮内府大臣李載克(4)・辭職疏 113) 領敦寧司事沈舜沢(3)・自列疏 114) 議政府参政大臣朴齊純(5)・辭職疏 115) 草莽臣田愚・言事疏						○ ○ ○ ○ ○	・参政大臣朴齊純→辞任 ⇒「討逆廢約」「繳銷勅約」 ⇒「亟降処分」「繳銷勅約」

12.8	116) 宮内府大臣李載克(5)・辞職疏 117) 外部大臣署理,外部協弁尹致昊(7)辞職疏 118) 侍從院卿閔泳徽(2)・言事疏 119) 中枢院贊議李乾夏(2)・辞職疏 120) 侍從武官長李鍾健・辞職疏 121) 議政府參贊李相高(5)・辞職疏 122) 外部交渉局長李始榮(2)・言事辞職疏 123) 警務使具完喜(2)・辞職疏 124) 軍部參謀局長權泰益(2)・辞職疏							○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○	・学部大臣李完用→臨時署理議政大臣事務
12.9									
12.10									
12.11	125) 宮内府大臣李載克(6)・辞職疏 126) 軍部軍務局長梁性煥(2)・辞職疏							○ ○	
12.12	127) 軍部協弁李漢英(3)・辞職疏							○	・外部協弁尹致昊の署理外部大臣事務の任を解く
12.13	128) 平理院裁判長李允用・辞職疏 129) 奉常司提調閔享植・辞職疏 130) 内部地方局長吳相奎・辞職疏							○ ○ ○	・署理議政大臣事務・学部大臣李完用→署理外部大臣事務
12.14	131) 表勳院摠裁朴定陽(3)・辞職疏 132) 陸軍法院長申泰休(2)・辞職疏 133) 忠清南道觀察使韓鎮昌・辞職疏 134) 未死臣郭鍾錫(2)・言事疏							○ ○ ○ ○	・軍部の大幅な人事異動
12.15									・軍人が朝廷の得失を議論する事を禁止(詔)
12.16	135) 辜恩臣郭鍾錫(3)・冀蒙恩諒疏 136) 宗廟署提調尹泰興・自列疏 137) 議政府議政大臣臨時署理・学部大臣李完用、參政大臣朴齊純(6)、内部大臣李址鎔(3)、農商工部大臣權重頭(3)軍部大臣李根澤(3)等・自鳴疏							○ ○ ○	・第二次日韓協約(韓日協商条約)を『旧韓国官報』(第3325号)にて公布 ⇒『日省録』(12月16日条)では「自明疏」

資料)『旧韓国官報』、『日省録』、『承政院日記』、『高宗実録』、『珠淵集』(『高宗文集』所収)より作成。

- 注) 1. 「B. 上疏者名等・上疏名等」の表記は、原則として『旧韓国官報』の表記に従った。
 2. 「上疏者名等」のすぐ後の()内の数字は、複数回上疏などを行った場合の回数を示す。()が無い場合は、上疏などを一回しか行っていない。
 3. 同一日に同一人物が複数ある場合は、その人物が複数回上疏などを行ったことを示す。
 4. 上疏等の内容を資料でまったく確認できない場合は、「C. 上疏等の内容」の分類は「辞職・その他」に入れた。
 5. 「備考欄」の「⇒」印は、Bの「上疏者名等・上疏名等」と関連する事項を示す。

批評文(朱鎮五)

1. 筆者は論文で韓国側の研究成果をきちんと引用していない。さらに独立協会部分について多くの誤りがある。まず、当時大臣をはじめとする高位官僚らが創立した独立協会が、どうして在野団体なのだろうか。さらに、迎恩門を破壊した主体は独立協会ではなく日本軍だったという点で誤りである。また、独立協会解散以後の万民共同会と皇帝権間の対立過程で中枢院は再度改編されたが、独立協会会員らが主導して朴泳孝らを大臣に推薦したことにより数名が拘束される事態を迎えた。しかし本論文ではその過程が完全に省略されている。
2. 筆者は高宗が私的利益を追求したと述べるため、「国家は皇帝の家産であった」という表現を数回使っているが、具体的根拠を全く示していない。のみならず、乙巳条約で高宗が追求した私的な利益というのが、「韓国皇室ノ安寧ト尊嚴ヲ維持スルコトヲ保証ス」では、非常に抽象的な内容しか示されていない。
3. 大韓国国制が憲法ではないとしても、当時大韓帝国は国家を運営し国政を処理するのに必要な近代的法令をそれなりに備え、大韓帝国の国政はそのような法令と規定によって処理されていた。
4. 「五大臣上疏」を引用し、当時の御前会議について言及している。しかしこの会議は伊藤博文と林権助公使が召集して、伊藤が主宰した。そして、日本側から駐劄軍司令官、憲兵隊長らが参席した。この事実を無視したまま、高宗を脅迫したのが日本ではなく大韓帝国政府大臣だったと主張しているのである。
5. 「五大臣上疏」が韓国側資料であるため、客観性を担保しているということを示そうとしているようである。しかし、五大臣上疏に先立って権重顕が11月25日に行った上疏で、乙巳条約が規定に従って処理されず、高宗の裁下を受けてもいないという事実をはっきりと明らかにしているので、これもまた同時に利用されるべきではないだろうか。
6. このように脅迫によって締結された条約を阻むための反対運動を展開することを扇動と表現するのは、当時の「日本公使館記録」をそのまま引用したもので、日本の目にはそのように見えるだろうが、大韓帝国の君主としてあまりにも当然の対応である。そのことを引用符号もなく論文に使用するのは不適切な叙述である。
7. 「趙秉世は、皇帝高宗が主導的に第二次日韓協約の締結を推進したと見なした」としたが、上疏文にはそのような表現がない。また条約反対派の主張と異なり、五大臣の処刑を受け入れず、朴齊純と李完用らを重用した高宗の人事と条約反対派の逮捕を命じたのは、高宗の自由意思ではなく、日本の圧迫によるものだった。当時高宗が受けていた監視と追及についての資料が「日本公使館記録」などに多く残っている。
8. 自決とは上疏の次の段階で国王への忠誠を示すためのものである。天に二つの太陽はありえず、二君に仕えることはできないという認識のもと、国王がもはや国王ではないかのようになった状態で、もう一つの太陽(日本)に仕えられないという固い意志の表現のため、筆者が閔泳煥と趙秉世の自決を高宗への抵抗ととらえたのは受け入れがたい。

批評文へのコメント(原田 環)

1. 拙論は独立協会に関する専論ではないので、紙数の関係上、大韓帝国国制の成立に関わる独立協会の活動のみ言及するに止めた。したがって「朴泳孝等を……云々」の部分は触れていない。「韓国側の研究成果をきちんと引用していない」と批判するのは当たらない。次に、「独立協会部分について多くの誤り」について。在野団体か否かはメンバーが高位高官であるかないかではなくて、私的に設立されたものか否かによって判断される。独立協会は私的に設立されたものなので、在野の団体と言える。迎恩門を直接破壊した主体は日本軍だったかもしれないが、迎恩門撤去運動を担ったのは独立協会である。
2. 上記1と同様に、紙数の関係上、大韓帝国が皇帝の家産国家であることについては具体的に立ち入っていない。李朝末期の王室(皇室)財政に関する韓国経済史の一連の研究成果を参考にされた。
3. 評者も大韓帝国国制が憲法でないとしているので特に述べない。
4. 「五大臣上疏文」は、1905年11月17日午後、皇帝高宗の臨席の下に慶運宮で開かれた御前会議を記したものであるが、評者は、この会議の後に開かれた、伊藤博文特派大使が途中から出席した第二次日韓協約締結交渉を記したものと勘違いしている。「高宗への脅迫」は、高宗自身が語った(注51『駐韓日本公使館記録』(活字版)第24冊、No.69)のを引用したに過ぎず、筆者が「主張」したものではない。評者が拙論を読み違えたものと思われる。
5. 権重顕の上疏(拙論の別表No.40)は、別表で表示しているように、第二次日韓協約締結における朝鮮側の手続きを問題にしたものである。ところで、拙論の主題は、この条約の無効論を検討することではなく、この条約締結に高宗がどのように関わったかを明らかにすることである。したがって、高宗の対応を記している「五大臣上疏文」は取り上げたが、権重顕の上疏は他の史料と共に割愛した。
6. 「扇動」(13頁)は、『駐韓日本公使館記録』からの引用ではなく、拙論の地文の文言であるので、引用符号は不要である。
7. 「趙秉世は、……見なした」の部分は、筆者がNo.33の趙秉世の上疏を踏まえて判断したもので、この判断の妥当性はNo.66によっても裏付けられる。「五大臣の処刑を受け入れず、朴齊純と李完用らを重用した高宗の人事と条約反対派の逮捕を命じたのは、高宗の自由意志ではなく、日本の圧迫によるものだった」としているが、『駐韓日本公使館記録』をはじめとしてこれまで筆者が長年渉猟してきた史料には、そうした記録はない。そのような史料があるならば具体的に提示していただければ幸いである。
8. 拙論では一般的な意味で「自決」を用いたが、この「自決」について評者は独自の概念を設定した上で、史料に基づかない抽象的な議論を展開している。そのため評者の議論は趙秉世の死から遠いものとなり、拙論の問題提起を捉えられていない。抽象論ではなく史実に基づいた議論をすべきである。